

情報

インフォメーション

天塩警察署からの お知らせ①

極左アジトの発見に ご協力を

過激派は、社会主義・共産主義革命を目指し、平和で自由な民主主義社会を暴力で破壊、転覆しようと企てている反社会的な集団です。

警察では、地域の皆さん的安全と安心を守るため、これら過激派の壊滅に向けて、非公然アジトの摘発、非公然活動家の発見、指名手配犯人の検挙に全力を尽くしています。

皆さんの身の回りで「変だな」と思うございましたら、警察署、駐在所まで通報してください。

天塩警察署からの お知らせ②

9月11日は 警察相談の日です

警察は犯罪などによる被害の未然防止に関する相談、その他国民の安全と平穏についての相談を受けています。

警察の相談は、警察本部及び旭川方面本部の相談セン

ター、警察署、駐在所で受けています。

警察の相談専用短縮電話番号は、【#9110】です。

この番号は全国統一番号で、警察本部及び方面本部の相談センターにつながります。
※携帯電話、PHSからも利用可能ですが、ダイヤル回線電話や一部IP電話についてはご利用できませんので、ご注意願います。

緊急の事件・事故以外の相談については110番通報ではなく【#9110】をご利用ください。

天塩警察署 ☎ 2-2110

幌延駐在所 ☎ 5-1002

問寒別駐在所 ☎ 6-5002

旭川地方法務局から のお知らせ

商業・法人登記事務がコンピュータ処理になります

旭川地方法務局稚内支局の管轄する下記の商業・法人登記事務は、平成17年9月26日から順次コンピュータにより処理します。

これにより、登記簿謄本・抄本に替えて「登記事項証明書」を、登記簿の閲覧に替え

て「登記事項要約書」としてそれぞれ発行します。

また、登記申請方式も一部変更されますが、詳しくは法務局にお問い合わせください。

旭川地方法務局稚内支局

☎ 0162-33-1122

旭川地方法務局総務課

☎ 0166-53-2311

旭川公証人合同役場 からのお知らせ

遺言や大切な契約は公証役場で
10月1日から10月7日
は公証週間です

公正証書は国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。

遺言、離婚給付、金銭貸借、土地建物貸借など大切な契約を公正証書にしておくことで権利の争いを防ぎ、あなたの財産を守ります。

ご相談は公証週間に関係なく無料で行っています。また電話でのご相談にも応じていますので、お気軽にお尋ねください。

●問い合わせ(土日祝日除く)

旭川公証人合同役場

☎ 0166-23-0098

名寄公証役場

☎ 01654-3-3131